

長 建 協 発 第 21 号
平成 24 年 4 月 13 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

地域建設業経営強化融資制度について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度につきましては、平成 24 年 4 月 3 日付長建協発第 9 号文書にて、平成 25 年 3 月末日まで延長された旨お知らせいたしておりました。

同制度では、工事請負代金債権の譲渡により、事業協同組合又は一定の民間事業者から転貸融資が受けられることに加え、保証事業会社の保証により出来高を超える部分も含め金融機関から融資を受けられるようになっております。

ただし、保証事業会社の保証による出来高を超える部分も含めた金融機関からの融資については、国(国土交通省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省、内閣府沖縄総合事務局)発注工事において適用されますのでお知らせ申し上げます。